

## 入札金額内訳書における工事価格算出の基となる見積項目の記載について

- ・入札金額内訳書に記載する見積項目については、当該公告文において指定します。
- ・工事価格算出の基となる見積項目の記載について、記載誤りとして当該入札を無効とする場合と、有効とする場合について以下に例示します。

(有効例) 指定した見積項目として判断できるもの

指定した見積項目

見積項目
1. 直接工事費計
2. 共通仮設
3. 現場管理費
4. 一般管理費等

例1

見積項目
1. 直接工事費__
2. 共通仮設
3. 現場管理費
4. 一般管理費__

例2

見積項目
1. 直接工事費計
2. 共通仮設
3. 現場管理費計
4. 一般管理費計

例3

見積項目
1. 直接_____
2. 共通_____
3. 現場_____
4. 一般_____

(無効例) 指定した見積項目として判断できないもの

見積項目が少ないもの

指定した見積項目

見積項目
1. 直接工事費計
2. 共通仮設
3. 現場管理費
4. 一般管理費等

例1

見積項目
1. 工事
2. 共通
3. 管理費
4. 管理費

例2

見積項目
1. 直接工事費計
2. 共通仮設
3. 現場管理費

※上記のほか、計算誤りや、記載事項に著しい不備があり入札金額内訳書として認められないと判断した場合は無効です。